



安心

JAL不当解雇撤回ニュース

No208号 2012.10.25
 発行:JAL解雇撤回国民共闘事務局
 連絡先:航空労組連絡会事務局
 〒144-0043 大田区羽田5-11-4
 フェニックスビル内
 TEL:03-3742-3251 FAX:03-5737-7819
<http://www.jalkaikotekkai.com>

ILO勧告を履行せよ！

本省へ届け！新潟支援共闘が労働局に要請

10月15日、新潟支援共闘会議は原告団とともに、新潟労働局に対して「協議の場を確実に保証すること」を日本政府に求めているILO勧告、および国土交通委員会での国土交通大臣の発言も踏まえ、早期に労使協議の場の設定を本省に上申するよう要請行動を行いました（カコミが申し入れ書の全文）。

要請団:早期に話し合いの実現を



要請団は、「労使協議は原告団の強い望みであとともに、労働行政の基本でもある。しかし、毎月の本社前行動などで要請しているにもかか

わらず、ビルの中にも入れてもらえない状態が続いている」と、現状を報告し、労使協議の開催に向けて働きかけを要請しました。

労働局:月末までに連絡する

対応した新潟労働局の小笠原総務部企画部長は「要請があつた事は伝える。上申内容については検討する」「今月末までに本省への上申の有無、内容について連絡する」との返答がありました。



ILO勧告に則って早期に労使協議の場の設定を求めます

貴職も御認識の通り、2012年12月の日本航空での165名の整理解雇に関連して、日本航空乗員組合と日本航空キャビンクルーユニオンが、ILO結社の自由委員会に申し立てていた事件で、去る6月15日に別添の通り、結社の自由委員会から日本政府に対して勧告が出されております。

今回の勧告は日本政府に対して情報の提供を求めており、ILOが日本航空の整理解雇事件と裁判に強い関心を持っていることを示すものです。

特に日本政府に対して労働組合代表の役割の重要性を指摘していること、また当事者間で十分かつ率直な協議を行うことの重要性を強調し、日本政府に協議の場を確実に保証することを求めています。

本件に対する政府の関与については、4月11日の衆議院国土交通委員会で取り上げられ、前田国土交通大臣（当時）は、議員の質問に対して、司法の場での争いはあるとしながらも、「やはり両者において円満に、とにかく会社において解決を図っていただきたいという立場で見守っていきたいし、指導もしていきたい、こう思っております」と答弁しています。また、羽田国土交通大臣は6月20日の国土交通委員会において、「日本航空の整理解雇について、前大臣の御見解は承知させていただいております。私としても同じ気持ちであります」さらに、8月21日にも「厚生労働省とも連携しながら、適切に対応したいというふうに考えている。」と答弁をされています。

貴職におかれましては、協議の場を確実に保証することを日本政府に求めているILO勧告、および国土交通委員会での国土交通大臣の発言も踏まえ、本日、早期に労使協議の場の設定の要請があった事を本省へ上申して下さい。

12月6日は「JAL控訴審 12.6勝利をつかむ大集会」みらい座池袋 18時開場